

江戸川区立中学校のいじめの重大事態に係る調査結果報告書(概要版)

令和8年10月13日

1. 本調査について

区立中学校に在籍していた生徒の保護者から、後記5(1)記載の事案等の、同じ部活動に所属していた生徒から複数の行為がなされたこと、そしてこれらにより、本件生徒が不登校になったこと等について訴えを受けての調査である。

2. 調査目的

対象生徒に対するいじめの有無、及び対象生徒の不登校発生までの事実関係を可能な限り明らかにすることで、同種事態の再発防止のための方策を見い出すことを目的として調査が行われた。

3. 調査組織

江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例施行規則6条1項に基づき、令和6年6月当時江戸川区子どもの権利擁護委員であった委員のうち、5名の委員(弁護士4名、公認心理師1名)で調査組織が構成された。

4. 調査期間

令和6年7月16日から令和8年3月19日まで

5. 調査結果

(1) いじめ防止対策推進法にいういじめの認定

① 平成30年度発生事案

生徒Aから、本件生徒に対して「死ね」「うざい」との発言があり、本件生徒が心理的苦痛を感じた。また、本件学校の部活動内において、本件生徒が無視、あるいは仲間外れにされていると感じる状況があった。

② 令和2年度発生事案

本件生徒が卒業遠足の準備にあたって何らかの理由により泣いてしまうほどの苦痛を感じたことに疑いはなく、本件生徒は卒業遠足に関する人間関係のことで心身の苦痛を感じたことが認められる。

(2) 重大な被害といじめとの関係性

① いじめ防止対策推進法28条第1項では、2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を重大事態としている。対象生徒は、いじめが発生した年に、継続して30日以上欠席した。欠席理由について、両親から学校に対して、生徒Aによるいじめが原因であると伝えられていたのであるから、遅くとも、両親からいじめの申告を受けた時期に重大事態が生じていたと認められる。

② 本件重大事態の発生と、5(1)で認定したいじめ該当行為との関係性は明らかである。

(3) 学校の対応における問題点

- ① 両親から第一報を受けた直後の学校は、組織的な対応がなされておらず、少なくとも複数名での対応を検討すべきであったこと。事実確認についても組織的な対応ができていなかったこと。以上の学校の対応は、初期対応としては甚だ不十分であり、学校において速やかに組織的に対応され、検討されるべきであったこと。
- ② いじめをやめさせ、再発を防止するための支援や指導をするには、事実確認の内容も、学校が最初に認知した事実のみの確認にとどまらず、当該生徒同士の間でなぜそのような態様のいじめが発生したのかという人間関係や背景、経緯まで確認される必要があるが、いじめの詳細な内容や背景、経緯の確認を行わず、生徒Aが否定をしなかったことをもって確認を終えたこと。
- ③ いじめが原因であることが明確である対象生徒の欠席が継続し、これが学年教員や管理職において認識されていたにも関わらず、対象生徒へのアプローチや、関係生徒への聴取等について、改めて検討することもなかったこと。このように、本件学校が、組織的には何も動くことがなく、教員や管理職のいじめ対応に関する知識の浅さや認識の甘さが露呈していること。
- ④ いじめを認知した後に順次取られるべき組織的対応の有無と当否が点検されなければならない、本調査で点検したところでは、いじめを原因に生徒が学校に行けなくなっているという情報を得た後に取られるべき対応は至極不十分なものであったこと。組織が情報は共有している中で、何も組織的ないじめ対応が進められていなかったこと。
- ⑤ 学校が教育委員会へ本件を報告したのが、本件生徒の欠席が始まってから5カ月近く経過していたこと。また、報告以降も、不登校の原因となったいじめの事実確認および組織的対応が開始されなかったこと。
- ⑥ 前年のうちになされるべきいじめ対応がなされていなかったことで、副校長の人事異動に伴う引継ぎ、情報共有の際に、いじめの様態や「いじめが終了した」という誤った内容が共有されてしまったこと。
- ⑦ 不登校支援においては新年度の初動対応が当該生徒に対する心理的影響を及ぼしやすく、新体制を知らせることを含む最初の連絡の在り方は、当該生徒や両親にとって、学校への信頼形成に直結するが、学校は、対象生徒が家庭で1人で学習することについて成績があがらないと不安になり葛藤していることも把握していながら、進級時の教科書の受け渡しを遅らせてしまったこと。
- ⑧ 成績に関する説明について、本件学校からは、各教科担当教諭から成績について説明する旨の話があったが、実際の説明がなされるまでのやり取りについては、本件学校内でも、両親との間でも、十分な認識の擦り合わせができていなかったこと。担任のみでは対応が困難な側面もあったため、管理職を中心とした組織的な情報共有を含めた対応をすべきであったこと。
- ⑨ 生徒Aに学校配布物を本件生徒へ届けさせる対応について、いじめ対応としての適切性や教育的効果が整理されないまま実施されたこと。
- ⑩ 新旧校長間の引継ぎにおいて、不登校のきっかけとなったいじめの調査がなされておらず、いじめの全容が把握されないまま、不正確・不十分な引き継ぎにより不登校支援策を検討する前提となるアセスメントができない状況であったこと。

(4) 江戸川区教育委員会の対応における問題点

- ① 学校から報告を受けた際、学校が行った調査内容について詳細な報告を求めず、学校のいじめ対応の点検も行わなかったこと。
- ② いじめによる不登校が30日以上続いていると報告を受けた時点で、重大事態に該当するか否かを検討するために、学校が把握している情報を確認せず、調査の指示もしなかったこと。
- ③ いじめによる不登校が発生していると把握した時点で、いじめによる不登校に特化した不登校支援や指示を学校に行っていないかったこと。

(5) 学校及び教育委員会の対応に係る考察

- ① 本件において、学校及び教育委員会が、本件生徒に対するいじめがあったと申告を受けて以降、いじめ防止対策推進法が求めている程度のいじめ対応をできていなかったことは明らかである。
- ② 教育委員会は、欠席情報をいじめ対応に生かすこともせず、重大事態の検討もしなかった。このような経過からは、当時、いじめ防止対策推進法、ひいては自らのいじめ防止基本方針の持つ意味を、一学校だけでなく教育委員会も十分に理解できていなかったとみるほかない。

6. 提言

(1) 学校及び教育委員会への提言

- ① いじめ防止対策推進法及び国の基本方針は、いじめの定義及び対応についても、具体的な言及を行っている。全国において適切ないじめ対応を平準化するものであるといういじめ防止対策推進法の趣旨や目的を本件に関与した教職員及び教育委員会職員においては理解すること。
- ② 本件学校が行うべきであった組織的対応がいかに不十分であったか、なぜ不十分となったのかを各自が振り返り、本報告書を精読すること。
- ③ 教育委員会は、本調査の結果について、関係する職員に伝える方法を検討すること。
- ④ 教育委員会は、本件学校のように、法の理解が不十分である学校が存在していること、法が求める組織的ないじめ対応についての把握の程度に格差が生じていることを重く受け止め、平素からいじめ対応に関する通知の周知・共有を徹底し、いじめの疑いが報告された際には、「いじめ」の問題に関する江戸川区教育委員会の基本方針等を確認するよう丁寧に指示すること。
- ⑤ 教育委員会及び学校は、子どもが意見を表明できる場を設け、教育制度全体でその意見を尊重する文化を醸成すること。